

参考2 要請限度（自動車騒音）

自動車騒音が要請限度値を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、市町村長が関係機関に措置をとるよう要請する際の基準。

地域の区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路に 近接する区域
		1車線	2車線以上	
第1種低層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域	夜間	55dB	65dB	
第2種中高層住居専用地域				
第1種住居地域	昼間	65dB	75dB	夜間 70dB
第2種住居地域				
準住居地域	夜間			
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		55dB	70dB	
近隣商業地域	昼間	75dB		(全区域共通)
商業地域				
準工業地域	夜間			
工業地域		70dB		

注1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- (2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

注3 時間の区分については、昼間は6時から22時、夜間は22時から翌6時